

京都市役所グリーン調達推進方針

平成 13 年 5 月策定

平成 24 年 3 月改正

1 グリーン調達推進の意義及び目的

近年、資源の有効利用、廃棄物の発生抑制等の観点から物品や役務を調達する際に、環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）を率先して調達する取組（以下「グリーン調達」という。）が広がりつつある。グリーン調達の推進は、環境物品等の市場流通を拡大し、新たな需要を創出するとともに、環境物品等の製品開発を促進して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献するものである。

平成 12 年 5 月には、グリーン調達に関する取組を推進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が制定され、地方自治体も環境物品等の調達の推進に努めることとされた。

本市におけるグリーン調達については、「京都市役所 CO₂削減率先実行計画」の取組の一つとして推進しているところであるが、同法の趣旨を踏まえ、一層のグリーン調達の推進を図ることを目的として本方針を定める。

2 グリーン調達の推進に当たっての基本的考え方

(1) 物品等の適正量の調達（消費抑制）及び合理的な使用

地球温暖化対策問題やごみ等の環境問題の解決に向けては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の現在のライフスタイルやビジネススタイルを見直していく必要がある。行政においても例外ではなく、むしろその業務の質的低下を招かない範囲で積極的に消費を抑制していく必要がある。

物品等の調達や使用に当たっては、必要性を十分に考慮して、最小限の調達に努めるとともに、合理的な使用を図り、調達総量を可能な限り抑制することに努める。

(2) 物品等の調達に当たって

日常業務で必要不可欠な物品等を調達する場合は、「京都市契約事務規則」、「京都市交通局契約規程」及び「京都市水道局及び下水道局契約規程」に基づくとともに、以下の点に配慮する。

ア 物品等の調達に関する配慮事項

物品等を調達する場合は、以下を参考に、総合的に環境への負荷の少ない物品等を調達するよう努める。

(ア) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「基本方針」で定められた特定調達品目及びその判断の基準等

(イ) エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースター等の第三者機関の認定する環境ラベル製品

(ウ) グリーン購入ネットワークが発行している製品情報（「商品選択のための環境データブック」）

イ 公共工事に関する配慮事項

公共工事についても、環境への配慮を行うことによって、環境負荷の低減に資するよう努める必要がある。そのため、上記ア(ア)を参考に、工事において環境への負荷の少ない資材等が使用されるよう、発注者として配慮する。

ウ 特例措置

上記ア及びイに該当しない物品等を調達しようとする場合は、当該物品等を供給する事業者から必要な情報を入手し、当該物品等の製造段階（資源採取）、使用段階、廃棄までの全ての過程を考慮して、概ね、以下に該当する物品等を選択するよう努める。

- (ア) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び排出が削減されていること
- (イ) 資源やエネルギーの消費が少ないこと
- (ウ) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
- (エ) 長期間の使用が可能であること
- (オ) 再使用が可能であること
- (カ) リサイクルが可能であること
- (キ) 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること
- (ク) 廃棄されるときに処理や処分が容易であること

なお、環境物品等の調達に関する情報が得難い場合には、当該物品等を供給する事業者の環境保全に対する姿勢（ISO14001や京都・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証取得等）を考慮して、物品等を調達するよう努める。

物品等の調達に当たり、調達する原課等での判断が困難な場合は、別途事務局等と協議することとする。

3 推進体制等

(1) 推進体制

本方針の推進に当たっては、「京都市役所 CO₂削減率先実行計画」に定める推進体制を活用することとし、局区等率先実行責任者は本方針の趣旨等を職員に周知して、グリーン調達の意識向上を図る。

事務局は、本方針を円滑に実施するため、関係部局と連携し、必要な情報の収集整理及び提供を行う。

(2) 取組状況の公表

本方針に基づく取組状況は、「京都市役所 CO₂削減率先実行計画」の報告として公表する。